

令和 3 年度

## 環境経営レポート

対象期間：令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月



発行日：令和 4 年 11 月 1 日



Hyogo Water Preservation Center

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

# 1 環境経営方針

## «理念»

一般社団法人 兵庫県水質保全センターは、環境活動を事業運営の重要取組事項の一つと位置付け、環境への負荷の低減や生活環境問題に積極的に取り組み、低炭素社会、水環境の保全及び持続的な循環型社会の構築に貢献します。

## «方針»

一般社団法人兵庫県水質保全センターは、兵庫県全域の浄化槽の法定検査、環境計量証明、河川・ため池の水質調査、環境教育等の事業活動を通じ、次の項目に取り組みます。

1 エコアクション21環境経営システムを構築、運営し、環境目標と環境活動計画を設定し、実行に移し、結果については評価と活動内容の見直しを行うことによる継続的改善に取り組みます。

2 浄化槽法、計量法等の環境関連法令及び条例を遵守します。

3 省資源・省エネルギーに努め、CO<sub>2</sub>排出量の削減、廃棄物の適正処理・減量及び節水に取り組みます。

4 環境への負荷の低減を適切に実行するため、当センター内部では、全職員にエコアクション21について必要な環境教育を実施します。また、外部へは、兵庫県内の中学校を対象として、未来を担う子供たちに水環境保全の重要性を体感してもらう環境教育を積極的に実施します。

5 水環境保全に寄与することを目的としている浄化槽の指定検査機関として、社会的責務と使命を自覚し、地域社会へ浄化槽及びエコアクション21の普及啓発に努めます。

6 化学物質の適正な管理と適正使用に努めます。

この環境経営方針は、全職員に周知徹底します。

制定日	： 平成19年7月11日
改定日	： 平成25年4月1日
改定日	： 平成26年4月1日
改定日	： 平成31年4月1日
改定日	： 令和2年3月4日
改定日	： 令和3年6月25日
一般社団法人 兵庫県水質保全センター	
会長 田中 一良	

## 2 組織の概要と認証・登録の対象範囲

### 1 目的

当法人は、浄化槽法に基づく水質に関する検査及び浄化槽の普及促進並びに浄化槽に関する技術の向上、知識の普及を通じ、浄化槽の製造、工事、保守点検及び清掃の適正化を図るための事業を行い、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全等に寄与することを目的としています。

### 2 名称

一般社団法人 兵庫県水質保全センター

会長 田中 一良

所在地 〒650-0047 神戸市中央区港島南町3丁目3番8 電話 078-306-6020

◆ 環境管理責任者：常務理事兼事務局長 清水 伸一郎

◆ 事務局担当者：業務部環境水質課係長 大迫 幸恵

建物の概要 土地：1000.11m<sup>2</sup> 建物 1F：600.93m<sup>2</sup> 2F：604.27m<sup>2</sup>

設立許可 昭和49年5月29日

(令和4年3月31日現在)

会員	<input type="radio"/> 正会員	製造業者	10社
		工事業者	119社
		保守点検業者	144社
		清掃業者	92社 (注記)兼業含む
	<input type="radio"/> 特別会員	12名	(行政等)
役員	<input type="radio"/> 理事	24名	(正会員理事12名 特別会員理事12名)
	<input type="radio"/> 監事	3名	
職員	<input type="radio"/> 職員(総合職)	29名	
	<input type="radio"/> 再雇用職員	2名	
	<input type="radio"/> 職員(一般職)	13名	
	<input type="radio"/> その他	1名	
	<input type="radio"/> 環境計量士	所要1名	在籍1名
	<input type="radio"/> 浄化槽検査員	所要1名	在籍22名
	<input type="radio"/> 浄化槽管理士	在籍27名	
	<input type="radio"/> 浄化槽設備士	在籍2名	
	<input type="radio"/> 浄化槽技術管理者	在籍15名	
社有車台数	<input type="radio"/> 軽自動車 28台	ライトバン 1台	

### 3 センターの歩み

昭和49年	5月	社団法人 兵庫県浄化槽センターとして発足
〃	9月	事務所を 神戸市生田区下山手通5丁目21-2南協和ビル に移転
昭和54年	6月	水質検査所を 明石市相生町11-9大枝ビル に開設
昭和55年	2月	厚生大臣指定検査機関となる
昭和57年	6月	社団法人 兵庫県水質保全センターに名称を変更
昭和58年	1月	事務所、水質検査所を統合し、神戸市兵庫区入江通3丁目1-15 に移転

昭和59年	1月	創立10周年記念式典を開催
昭和61年	3月	浄化槽法第57条第1項の規定により、同法第7条及び第11条に規定する水質に関する指定検査機関（兵庫県知事認可）となる
昭和61年	11月	事務所を 神戸市兵庫区中道通7丁目1番13号 に移転
平成元年	4月	小型合併処理浄化槽機能保証制度を実施
平成2年	11月	浄化槽法第11条検査の補完検査を実施
平成6年	11月	創立20周年記念式典を開催
平成7年	1月	阪神淡路大震災により事務所が倒壊したため、姫路市田寺4丁目5-12に仮事務所として移転
平成12年	11月	事務所を 神戸市中央区港島南町3丁目3番8に新築、移転
平成13年	4月	浄化槽法一部改正により、みなし浄化槽の新設禁止
平成13年	10月	浄化槽法第11条検査の水質検査項目にBODを導入
平成15年	4月	浄化槽法第11条検査に「指定検査員補制度<兵庫方式>」導入（補完検査制度は廃止）
平成16年	11月	創立30周年記念式典を開催
平成18年	2月	浄化槽法の一部を改正する法律の施行(同法目的に「公共用海域の水質保全」が明示)
平成20年	1月	センター構造改革特別委員会答申(公共用海域等の水質保全及び浄化槽業界の更なる発展と飛躍を目指して)
平成20年	3月	エコアクション21認証・登録 対象事業所：所在地のみ(関連事業所なし)
平成21年	5月	第36回通常総会において理事定数の削減
平成22年	7月	公益法人制度改革特別委員会の設置
平成23年	9月	一般社団法人 兵庫県知事認可
平成23年	10月	一般社団法人 兵庫県水質保全センター設立登記
平成23年	12月	兵庫県知事より「公益目的財産額の確定」通知受理
平成26年	11月	創立40周年記念式典を開催
令和元年	6月	浄化槽法の一部を改正する法律公布
令和2年	4月	浄化槽法の一部を改正する法律施行（特定既存単独浄化槽を定義、知事等に浄化槽台帳の整備の義務化）
令和3年	4月	浄化槽法第11条検査「指定検査員補制度」の利用を中止

#### 4 事業概要(認証・登録範囲) (関連事業所なし)

##### ① 浄化槽の製造、設計、保守点検及び清掃の適正化に関する事業

浄化槽の製造・工事・保守点検及び清掃を適正に行うため、会員の技術の向上、知識の普及を目的とした各種講習会の開催、広報誌、会員名簿の発行等の事業を通じて知識の普及啓発を図り、水環境の保全に努めています。

##### ② 浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査に関する事業

兵庫県水質保全センターは兵庫県知事から指定を受けて、浄化槽の法定検査を行う、兵庫県内唯一の機関で、浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査を行っています。

##### ③ 浄化槽に係る水質検査に関する事業

環境計量証明事業所として、迅速かつ正確な環境測定を行うとともに、浄化槽法に基づく法定検査機関として、計量証明行為だけでなくその計量結果から、浄化槽の運転状況の把握に努めると共に、県・市・町や関係業者及び県民からの水質関連のお問い合わせに対して、技術的サポートを行っています。

④ 浄化槽に関する調査研究及びその受託事業

合併処理浄化槽の設置を推進すると共に、既設の単独処理浄化槽の合併化に向けた調査研究、浄化槽の維持管理費用と公共下水道の使用料との住民負担の格差の是正を図る公共関与制度の確立、その他の新規事業の検討等を行っています。また、関係機関からの受託事業として、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽の河川に及ぼす水質汚染の比較調査、法定検査の受検率向上を目指した計画等の作成を行っています。

⑤ 浄化槽に関する各種講習会、研修会等の開催

兵庫県並びに政令市の条例に基づき、「保守点検業務に関する講習会」を隔年開催し、浄化槽管理士の技術、技能、知識の向上に努めています。

⑥ 環境教育事業

未来を担う子供たちの「環境マナー」を育成することを基本目的とする環境教育事業を平成18年度から行っています。「生活排水」と「河川水質」をキーワードに掲げ、生活環境に身近な中小河川を舞台として、参加者全員で河川水質の調査を行い、水環境を考える活動を行っています。

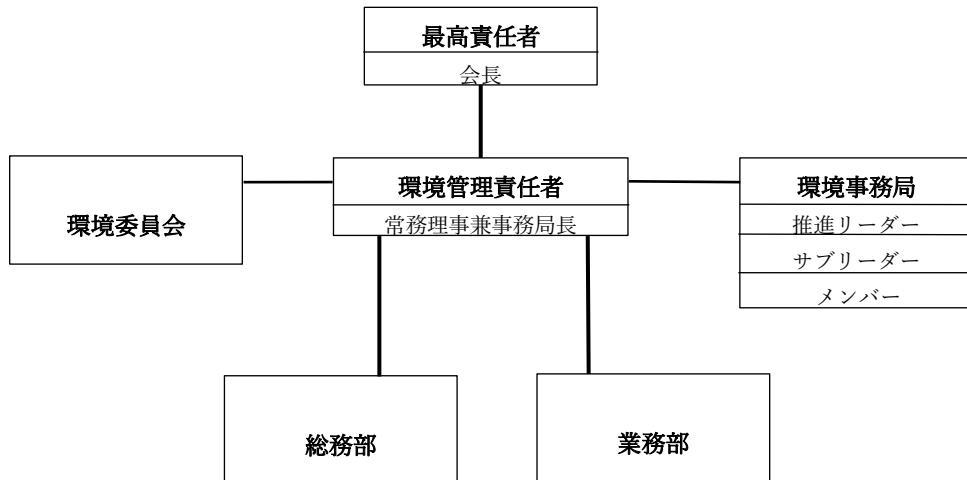
## 5 令和3年度の事業実績について

浄化槽法定検査実施基数 53,051基

環境計量証明実施件数 2,250件

事業収入 352,551千円

### 3 エコアクション21実施体制



«役割分担表»

職名	役割
最高責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境経営方針を定め、誓約する。</li> <li>② 事業経営における課題とチャンスを整理・明確化する。</li> <li>③ エコアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境経営方針・環境経営目標等の全体の見直しを行い、必要に応じ改訂を指示する。</li> <li>④ エコアクション21を運用し、維持するための経営資源を用意する。</li> </ul>
環境管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① エコアクション21に関する合理的・効果的運用を図り、目的を達成するために環境委員会を運営する。</li> <li>② 最高責任者による見直しのための情報として、エコアクション21の構築・運用に関する情報を最高責任者へ提供する。</li> </ul>
環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境管理責任者を補佐し、エコアクション21に関する実務全般を所管する。</li> <li>② メンバーは担当する環境活動の管理を行い、月毎に結果をサブリーダーに報告する。</li> <li>③ サブリーダーは結果報告の確認及び推進リーダーを補佐する。</li> <li>④ 推進リーダーはエコアクション21の書類一式作成及び記録類の管理、評価をする。</li> </ul>
環境委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 環境責任者・環境事務局で構成する。</li> <li>② 概ね3ヶ月に1回の頻度で推進リーダーが招集する。</li> <li>③ 環境経営目標の設定、環境経営計画の策定及び実施の進捗状況について協議する。</li> <li>④ 環境管理責任者が必要と認めた者は出席することができる。</li> </ul>
担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職員にエコアクション21の意識を高めることを喚起する。</li> </ul>
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>① エコアクション21に対し貢献するという意識を強く持つ。</li> </ul>

## 4 環境経営目標設定

No.	環境項目 (注1)	「環境方針」 との整合 (項目)	影響範囲 (注2)	令和2年度 目標	令和3年度 目標	令和4年度 目標	令和5年度 目標	実施部門		
								浄化槽 検査課	環境 水質課	総務課
1	CO <sub>2</sub> 総排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /百万円]	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	3	428	428	444	444	●	○	○
2	車両平均燃費 [km/L]	CO <sub>2</sub> 排出量の削減	3	16.8	16.8	17.8	17.8	●	○	○
3	一般廃棄物 再資源化の 推進(リサイクル率) [%]	廃棄物の適正処理 及び減量	2	58.0	58.0	53.3	53.3	○	○	●
4	産業廃棄物管理	廃棄物の適正処理 及び減量	2	マニフェスト照合確認・契約書及び許可証 の添付確認・許可証有効期限の確認					●	
5	水使用量 [m <sup>3</sup> /百万円]	節水	2	2.77	2.77	1.78	1.78	○	●	○
6	当事業所職員を 対象とした環境 教育実施回数 [回]	環境教育の実施	2	6か月毎(年2回)の実施				○	●	○
7	県内中学校を 対象とした環境 教育実施回数 [回]	環境教育の実施	2	年2回以上の実施					●	○
8	浄化槽に関する 各種講習会等 の実施回数 [回]	浄化槽の普及啓発	2	年2回の実施				○		●
9	広報誌によるEA21 普及啓発(広報誌 発行回数)[回]	EA21普及啓発	2	年2回の発行				○	○	●
10	化学物質管理	化学物質の 適正管理	2	試薬台帳による管理・試薬棚の施錠管理					●	

● : 主担当 ○ : 副担当

(注1) 百万円あたりは、事業収入百万円あたりを示す

(注2) 影響範囲に関する評価は、3（影響範囲がグローバル）、2（影響範囲が地域的）、1（影響範囲が事業所周辺）の3段階で評価

No.1、2、3、5の実数目標値について、令和2・3年度は平成27～30年度の実績数値の平均から算出。令和4・5年度は令和元年～3年度の実測数値平均より設定し、

設備更新や目標の達成状況を加味した上で毎月の目標値を設定した。令和5年度の目標については令和4年度の目標達成率により修正を加えていく。

CO<sub>2</sub>総排出量については設備増設のため、一般廃棄物再資源化の推進については未達成頻度が高いため、一旦目標を緩めて対策を検討する。水使用量は大幅改善が見られたため、目標値をより厳しいものへと変更している。

各目標の取組実施責任者は実施主担当部署の課長が担う。

## 5 環境経営計画

環境経営目標項目	環境経営計画
CO <sub>2</sub> 総排出量	ガソリン・都市ガス・購入電気の月消費量の管理
	5,000km毎のオイル交換と空気圧チェックの徹底
	車両平均燃費の管理
	低燃費車両への随时切換
	安全運転の励行とエコドライブの実施
	ガスを要する水質検査終了時の速やかな止栓の徹底
	ガスエアコンによる温度設定の管理（夏季冷房時28°C、冬季暖房時22度。別途温度管理が必要な分析室は除く）
	昼休み時間の事務所消灯
	電気設備を使用する水質検査終了時の速やかな電源OFFの徹底
	コピー終了時の節電ボタンONの徹底
一般廃棄物再資源化の推進	残業時間の縮減による照明・空調機器の運転時間縮減
	一般廃棄物排出量の管理（資源ごみ・可燃ごみ・不燃ごみの数値管理）
	両面コピーと電子媒体によるペーパレス化の推進
産業廃棄物管理	使用頻度の高いA4コピー用紙の再利用等による使用量削減
	マニフェストによる適正処理の実施
水使用量	サンプル瓶の再使用等による産業廃棄物排出量の削減
	上水道の月間使用量の管理
	給水中にその場を離れる場合の止水徹底
環境教育	節水ステッカーによる節水啓発の実施
	当事業所の職員を対象に年2回実施
浄化槽に関する講習会等	県内中学校を対象に年2回実施
	浄化槽の設置推進や浄化槽の適正な維持管理の確保を図るため、浄化槽に対する正しい認識と維持管理の必要性の普及啓発を目的に「浄化槽フォーラム」等を開催
	浄化槽の保守点検業者が雇用する浄化槽管理士を対象に、浄化槽の維持管理等の知識や技能の向上を図る講習会の実施
広報誌の発行	エコアクション21普及啓発を目的に、環境活動状況を掲載した広報誌を年2回発行
化学物質使用量	化学物質使用量の管理（試薬台帳の記入）

## 6 環境経営目標の実績と評価

No.	環境項目 (注 1)	令和 3 年度目標	令和 3 年度実績と評価 達成：○、未達成：×
1	CO <sub>2</sub> 総排出量 [kg-CO <sub>2</sub> /百万円]	428	379 (=133,587.88/352.551) 目標達成率：113% 評価：○
2	車両平均燃費 [km/L]	16.8	17.4 (=747628.3/43016.77) 目標達成率：104% 評価：○
3	一般廃棄物再資源化の 推進(リサイクル率) [%]	58.0	64.8 (=1221.95/1886.84) × 100) 目標達成率：112% 評価：○
4	産業廃棄物管理	マニフェスト照合確認 ・契約書及び許可証の添付確認 ・許可証有効期限の確認	適正管理 評価：○
5	水使用量 [m <sup>3</sup> /百万円]	2.77	1.48 (=521/352.551) 目標達成率：187% 評価：○
6	当事業所職員を対象とした 環境教育実施回数 [回]	6 ヶ月毎 (年 2 回)の実施	2 回 評価：○
7	県内中学校を対象とした 環境教育実施回数 [回]	年 2 回以上の実施	コロナ禍のため開催見合わせ 評価：×
8	浄化槽に関する 各種講習会等の実施回数 [回]	年 2 回の実施	3 回 評価：○
9	広報誌によるEA21普及啓発 (広報誌発行回数 )[回]	年2回の発行	2 回 評価：○
10	化学物質管理	試薬台帳による管理 ・試薬棚の施錠管理	適正管理 評価：○

(注 1) 百万円あたりは、事業収入百万円あたりを示す

No. 1、2、3、5 の実数目標値については、平成27～30年度の実績数値の平均から算出。

CO<sub>2</sub>総排出量の算出にあたって、購入電力の排出係数は、関西電力(株)調整後排出係数0.308（令和3年度実績値）を使用。ガソリン排出係数は2.32 tCO<sub>2</sub>/kL、都市ガス排出係数は2.23 tCO<sub>2</sub>/1,000Nm<sup>3</sup>を使用。（1Nm<sup>3</sup>：標準状態（0°C、1気圧）に換算した1m<sup>3</sup>のガス量）

## 7 環境経営計画の取組み結果とその評価、及び次年度の環境経営計画

### 【環境経営計画の取組み結果とその評価】

令和3年度は環境経営目標として平成27～29年度の3年間の実績平均値を設定し、目標値の達成に向けて全社的に取り組んだ。水使用量など、対策を講じて大幅な改善が見られた項目もあり、次年度からは直近3年間の実績を元に更に高い目標へ向かって取り組んでいく。

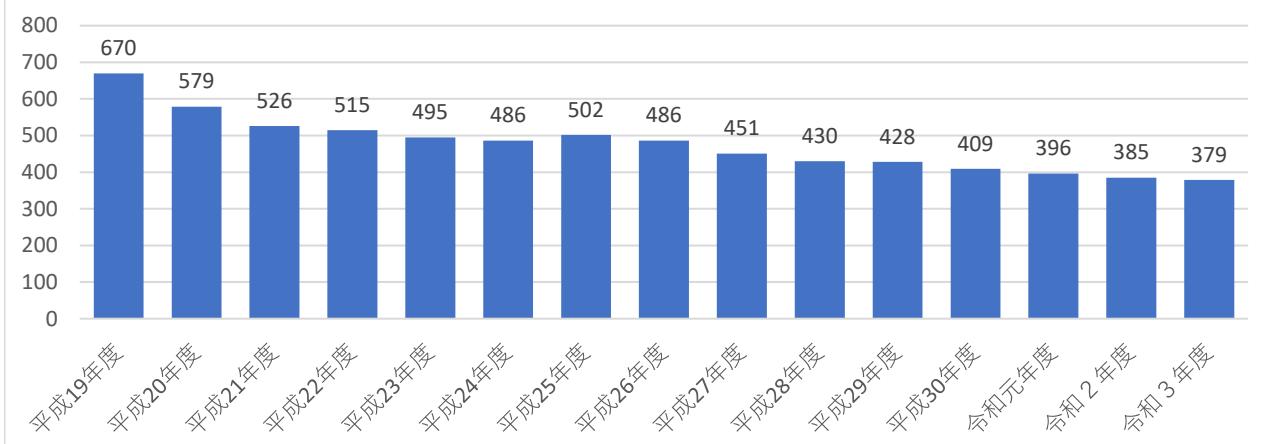
#### 1 CO<sub>2</sub>総排出量 及び 2 車両平均燃費

令和3年度はCO<sub>2</sub>排出源の「購入電力」、「総ガソリン量」及び「都市ガス」の3種いずれもの使用量が前年度実績を上回ったが、事業収入の増加により貢える増え幅であったため、CO<sub>2</sub>総排出量の履歴としては最低値を更新した。目標達成率は113%であった。（図1及び図2）

CO<sub>2</sub>総排出量については、令和元年10月に実施したガス空調機の更新による電気・ガス使用量の削減効果のほか、燃費のいい車両への移行、検査員の帰社頻度を減らすとともにWeb会議の導入を行い、移動時間の削減・業務時間の確保に努めた。本来の活動として引き続き業務の効率化による時間外勤務の減少、全業務用車両の燃費実績の管理等による取り組みを継続し、使用量削減に努める。

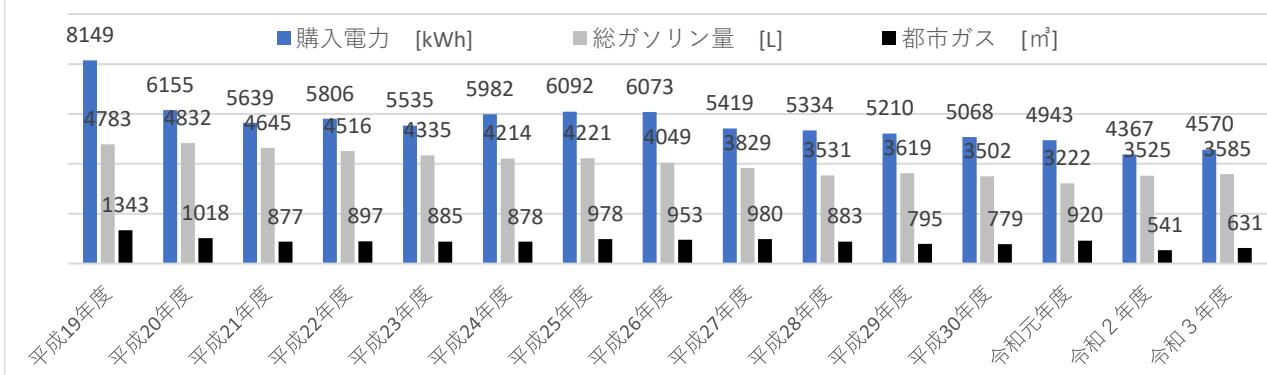
車両燃費においては、急病人のカバーなどイレギュラーな行程になる事情が度重なり、本来計画していた効率のいい移動行程とならないこともやむを得ず生じた。コロナ禍の対応として出張地域の日帰り対応も引き続き行っており、コロナ禍前と比べるとやや燃費は下がり気味の傾向にある。前年度に比べて車両平均燃費が低い値となったものの、達成率は104%であった。令和4年度も引き続きドライブレコーダーの活用等によりエコドライブを徹底し、燃費向上に努める。（図3及び図4）

CO<sub>2</sub>総排出量 [kg/100万円]

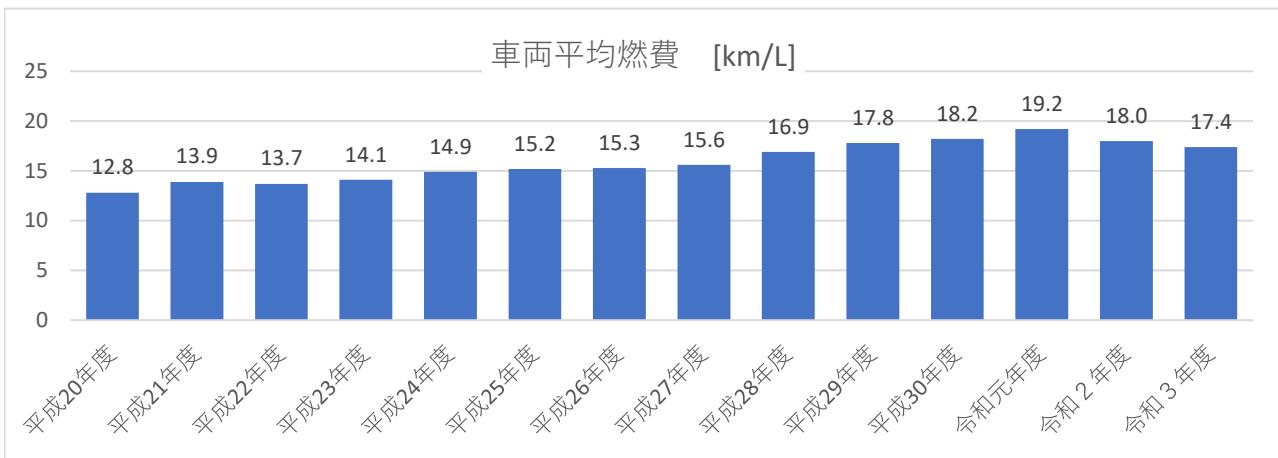


▲図1：CO<sub>2</sub>総排出量の年度比較

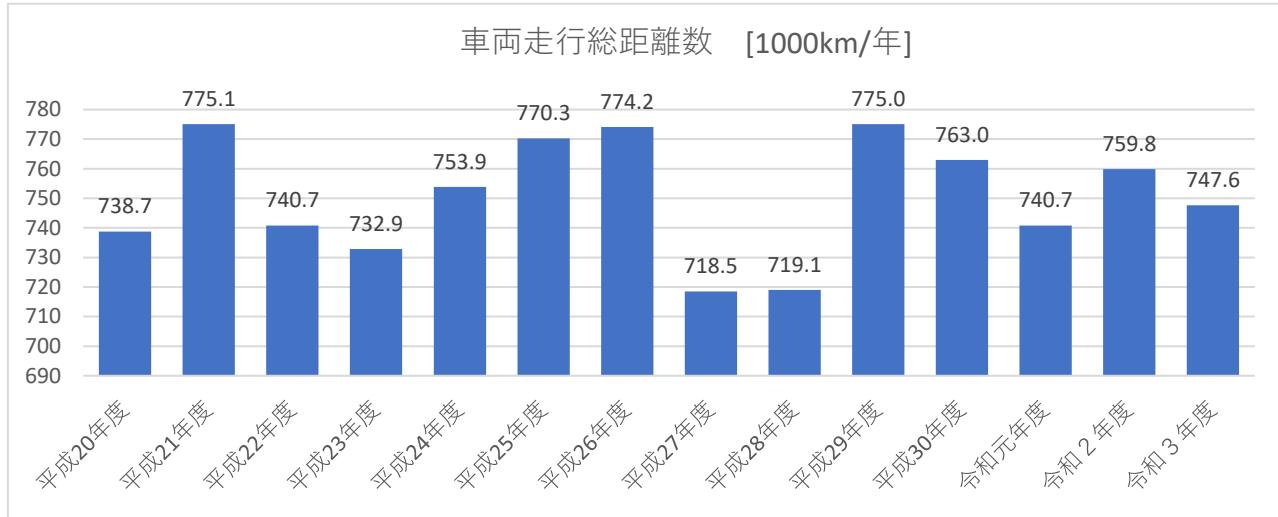
月平均使用量



▲図2：購入電力、総ガソリン量、都市ガスの月平均使用量の年度比較



▲図3：車両平均燃費の年度比較

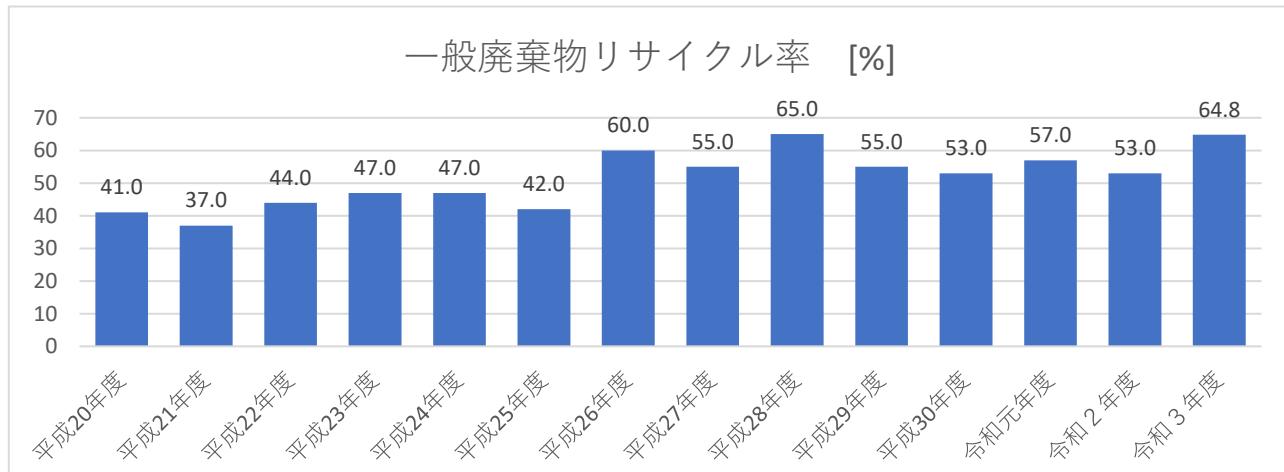


▲図4：車両走行総距離数の年度比較

### 3 一般廃棄物リサイクル率

一般廃棄物については、紙ごみなどリサイクルできるものは可燃ごみとせず資源ごみに出すなど、分別の徹底を行うとともに、電子媒体によるペーパレス化及びA4コピー用紙の使用枚数管理や裏紙使用等の取組みを続けている。一時、毎月の実績評価についてC評価の続く月があったものの、各課で分別の留意を再徹底し、最終的に令和3年度のリサイクル率は64.8%と目標達成率は112%となった。

今後もごみの内訳を精査して分別の徹底に取り組み、リサイクル率の向上に努める。



▲図5：一般廃棄物リサイクル率の年度比較

#### 4 産業廃棄物管理の実施

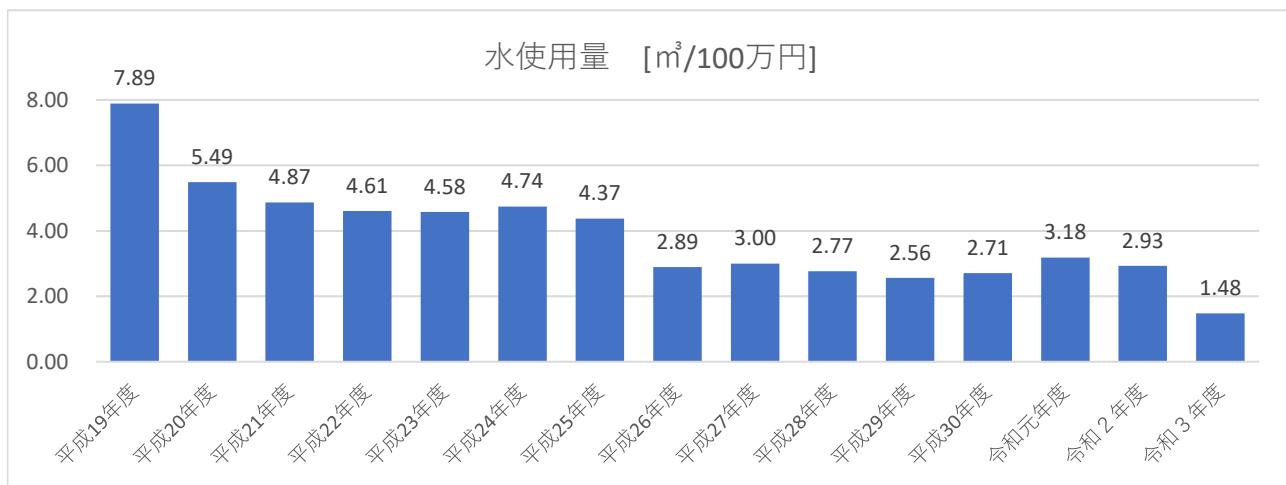
産業廃棄物管理についてはマニフェストによる適正管理を注意励行して取り組んでいる。許可証有効期限については都度確認し、確認済みの許可証の期限を過ぎるものについては更新された許可証を業者から取り寄せて確認を行っている。

今後、可能な限り容器の洗浄・再使用を心がけ、またごみの分別に注意し産業廃棄物としての廃棄量削減に引き続き取組んでいく。

#### 5 水使用量

水使用量については、令和2年度下旬に発覚したトイレタンク内の水漏れについて修理を行い、令和3年度になってからも他トイレにおいて、軽度であるが同様の不備が見られたため同じく修理を行った。節水機能やトイレ用擬音装置の利用などにより、令和2年度の実績よりも大幅に水使用量が削減された。目標達成率は187%。

令和4年度は分析室の設備更新が複数あり、水使用量の増加が見込まれるが、水の流しっぱなしに注意し、引き続き器具洗浄時のマニュアルを徹底するなどの対策もあわせて講じ、節水に努める。



▲図6：水使用量の年度比較

#### 6 当事業所職員を対象とした環境教育実施回数

当事業所の職員を対象とした環境教育は年2回の実施を基本としており、令和3年度も例年同様2回開催した。環境教育では環境経営レポートを中心にエコアクション21への理解と協力を得る機会となるよう努めている。

#### 7 県内中学校を対象とした環境教育実施回数

兵庫県内の中学校を対象とした環境教育は、環境マナーのこころを育てるなどを基本テーマとして平成18年度から取り組んでおり、平成19年度からは原則として夏休み期間中に実施している。

具体的な内容としては、子供たちと河川の水質について現地調査を行い、水質と流量について関心を持ってもらうことにより、水の循環や流域に存在している浄化槽の存在価値について理解を深めることができる機会となっている。

令和2年度に引き続き、コロナ禍の影響による感染拡大対策として参加控えが多く、開催に至ることができなかった。次年度については情勢を見ながら開催に向けて交渉、準備を行っていく。

#### 8 処理槽に関する講習会等

処理槽の普及啓発を目的として、毎年各種講習会等を実施している。例年、年間2回の開催としているが令和3年度については前年開催を見合せた講習会の分と併せ、処理槽保守点検業者を対象とした講習会を2回に分けて開催（会場参加者の分散のため）。

令和3年度は5月28日に『令和3年度省エネ型処理槽システム導入推進事業』補助金についての説明会を開催。同年11月25日・26日に処理槽保守点検の業務に関する講習会を2回連日で行った。今年度の講習会等は年間計3回の開催となった。

## 9 広報誌によるエコアクション21普及啓発(広報誌発行回数)

例年、年間2回発行している広報誌にてセンターのエコアクション21の取組み報告を行うと共に、省エネ型浄化槽システム導入推進事業の公募情報や各種試験・講習会の情報を掲載するなど、会員企業や関係機関に対し環境への取組みの普及啓発に努めている。令和3年度についても年間2回の広報誌発行を行うことができた。

## 10 化学物質管理

化学物質の適正管理のため、分析室では薬品棚に化学物質の管理台帳を備えており、化学物質の使用にあわせて随時残量等を記載し、管理に努めている。薬品棚の施錠や管理台帳との照らし合わせを随時行い、適正な管理状態の維持に努めている。

### 【次年度の取組み】

『4 環境経営目標設定』項の令和4年度目標ならびに『5 環境経営計画』項に準ずる。

令和元年～3年度の実績値平均を元に目標を設定。年間一律の設定ではなく月毎の目標と年間累積における目標を据える。分析室の設備更新・増設や公用車の増加によりCO2排出量はじめ、一部項目は変動の様子を見るため目標が緩める形となるが、目標達成状況を見て翌年度以降に厳しいものへと挑戦していく。

## 8 環境関連法規制の遵守状況

令和3年度は令和4年3月31日に遵守状況を確認しました。

No.	当事業所に適用となる環境関連法規と遵守すべき要求事項	遵守状況
1	<p>浄化槽法</p> <p>目的（第1条）、法定検査（第7条、11条）、保守点検業者の登録制度（第48条）、指定検査機関の指定（第57条）</p> <p>→県内に設置された浄化槽の法定検査の実施。県内で業務を行う工事・保守点検・清掃業者を対象とした講習会の開催。検査結果や検査の受検状況など、県や市と情報共有し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与。</p>	遵法
2	<p>計量法</p> <p>指定の申請（第59条）、変更の届出等（第62条）、指定の基準（第92条）、計量証明事業の登録（第107条）、事業規程の提出義務（第110条）、計量証明書の交付（第110条の2）、計量証明検査の受検（第116条）、立入検査（第148条）</p> <p>→法に定められた項目に基づき機器や作業員、作業方法について管理。検査員の計測器も含め、機器の検定も定期的に受検。</p>	遵法
3	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> <p>事業者の責務（第3条）、一般廃棄物の運搬、処分等の委託基準（第6条の2、第12条）産業廃棄物管理票（第12条の3）、管理票写しの保存期間と管理票交付者の報告書（第12条の3）</p> <p>→ごみの分別を行い、許可の下りている業者に運搬・処理を依頼するよう徹底。業者の許可証は定期的に確認。産業廃棄物についてはマニフェストの受け取り、業者の確認、保管を徹底。</p>	遵法
4	<p>下水道法</p> <p>特定施設（第12条の2）、届出（第12条の3）、氏名変更等の届出（第12条の7）、水質の測定義務等（第12条の12）、排水設備等の検査（第13条）、報告の徴収（第39条の2）</p> <p>→廃液については適宜回収して産業廃棄物として業者へ処分依頼を行うもの、放流して問題ない区分についてはpH等適正に処理してから下水道へ放流する。所内の変更項目がある場合は適宜届出を管轄部署へ提出。</p>	遵法
5	<p>毒物及び劇物取締法</p> <p>毒物又は劇物の取扱い（第11条）、表示（第12条）</p> <p>→毒物、劇物は施錠のできる戸棚、金庫にて保管。保管されている量は台帳にて記録管理。</p>	遵法
6	<p>環境教育等による環境保全の取組の推進に関する法律</p> <p>民間団体等の責務（第4条）、職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育（第10条）</p>	遵法
7	<p>フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律</p> <p>第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（第16条） (経済産業省・環境省告示第13号)</p>	遵法

	→日常の使用において異変がないかの都度チェック。廃棄やメンテナンスの際には必ず専門の業者を手配して適切な処置を行う。	
8	<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律</p> <p>自動車の所有者の責務（第5条）、使用済自動車の引渡義務（第8条）、再資源化預託金等の預託義務（第73条）</p> <p>→急な故障を生じない限り、およそ5年間（走行距離10万km超過）を目安に車両を更新。リース契約を交わし、使用済み車両の引き渡しや再資源化にあたっての預託義務についても対応。</p>	遵法
9	<p>特定家庭用機器再商品化法</p> <p>事業者及び消費者の責務（第6条）</p> <p>→故障等による使用不能を除き、可能な限り長期の使用を心がけると共に、使用機器の廃棄等処分の際は処分先等、行き先を確認。</p>	遵法
10	<p>パーソナルコンピューターの製造等の事業を行う者の使用済みパーソナルコンピューターの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項（第1条）</p> <p>→故障またはセキュリティ対応の終了時期とならない限り、原則使用を継続。個人情報の取扱いの面からも適切にデータの破棄、データの復旧不可能な状態としたことを確認してから回収・再資源化の業者に引き渡す。</p>	遵法
11	<p>資源の有効利用の促進に関する法律</p> <p>事業者の責務（第4条）</p> <p>→文具品をはじめ、リサイクル商品を利用を積極的に行う。裏紙使用のほか、古紙については回収業者に手配して再資源化。</p>	遵法

## 9 代表者による全体の評価と見直し・指示の結果

評価実施日	令和4年11月1日
評価の対象期間	令和3年4月から令和4年3月末
代表者（会長）	田中 一良
代表者（会長）の総合コメント	<p>環境活動への取り組みが順調に行われており、前年末達成の目標が達成されている点など評価致します。</p> <p>環境教育の実施見合わせが続いているので、感染症対策に留意して対応を検討してください。</p> <p>目標が達成できた項目については更なる高い目標を目指して環境活動に取り組んでください。</p> <p>取り組みの実施体制については引き続き現状を維持し、新たな取り組みにあたって必要であれば体制の見直しを検討してください。</p>

次回環境経営レポートの作成時期は令和5年7月です。